

不整地運搬車運転技能講習 受講申込書

写真(カラー)

(表面)

3.0×2.4 cm

のりづけ
※修了証用の
写真として使
用します。

※申請前6ヵ月
以内に撮影した
上三分身正面脱
帽のもの。

太枠内、及び本人自署欄を全てご記入の上、下記必要書類の口に✓をして郵送下さい。

| | | | |
|---|--|--|--|
| 予約番号 (8ケタ又は9ケタ) | 受講年月日 (講習開始日) | 令和 年 月 日～ | |
| フリガナ | 修了証に旧姓又は通称の併記をご希望される場合 にお書きください。公的証明の添付が必要です。 | | 生年月日 |
| 氏名 | 旧姓・通称 [] | | 昭和・平成 年 月 日(歳) |
| 現住所 | 〒 _____ | 本人連絡用電話番号 | 受講票は原則、所属事業場宛に送付し ます。 受講者の現住所に送付希望の方のみチ ェック下さい。□ |
| (個人で受講する場合は 記入不要 所属事業場) | フリガナ | 会 員 (いずれかに○をつけて下さい) | |
| | 会社名 | ・ 建災防熊本県支部会員 | |
| | 住 所 | ・ 篤土工業連合会 ・ 管工事業組合 ・ 電気工事業工業組合 ・ 法面保護協会 ・ 非会員 (上記以外) | |
| 電 話 | FAX | 担当者 | |
| 3 枚目記載の【受講資格】を参照し、該当する記号を○で囲み、証明書類を貼付けて下さい。 | | | |
| 受講資格 | ① 合格証のコピーを添付してください | ③ | 経験年数 年 ヵ月 ・ 自動車運転免許証と該当する特別教育の修了 証のコピーを裏面に貼付けてください ・ 下記の事業主による証明が必要です |
| | ② 自動車運転免許証コピーを裏面に貼付けてください | ④ | 修了証のコピーを裏面に貼付けて下さい |
| ※上記資格で③に該当する方のみ | | 記載の作業経験に相違ないことを証明します。 | |
| 事業主による証明 (受講者が事業主または一人親方(個人)の場合は第三者の 方の署名・捺印が必要です。) | | 所属 住所 氏名 | 印 |
| 助成金 (3 枚目参照) | ・ 申請する ・ 申請しない (どちらかに○) | CPDS 受講証明 (3 枚目参照) | 要 ・ 不要 (どちらかに○) |

※本申込み用紙にて提供していただいた個人情報は、合格時の修了証に記載、将来の再交付、助成金申請書類のためのものであり、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

| 協会使用欄 | |
|---------|-----------------|
| 修了証番号 | |
| 修了証交付日 | . . |
| 受 講 日 | 自) . . |
| | 至) . . |
| 講 習 時 間 | 学科 8 時間 実技 4 時間 |
| 受 講 料 | 円 |
| 委 託 費 | 円 |

建設業労働災害防止協会 熊本県支部長 殿
記載内容に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し
立ては致しません。

令和 年 月 日

氏名(本人自署又は記名押印)

建設業労働災害防止協会 熊本県支部

〒862-0976 熊本市中央区九品寺 4-6-4

電 話 096-371-3700 FAX 096-364-2020

振 込 先 肥後銀行 県庁支店(普) 129604

※必要書類

- 本申込書 (写真貼付) 表面
- 本人確認書類 (裏面に貼付)
- 受講資格の証明書類のコピー (裏面に貼付)
- 受講料及びテキスト代をお振込み時の送金票のコピー

| | |
|-------|-------|
| 実施管理者 | 受付担当者 |
| | |

| 本人確認書類貼付欄(表面) | 本人確認書類貼付欄(裏面) |
|---|--------------------|
| <p>顔写真がある公的証明書のコピー(自動車免許証等)を貼付 (マイナンバーカードの場合は表面のみ)</p> | <p>未記載の場合は必要なし</p> |

| 受講資格の証明書類(表面)貼付欄 | 受講資格の証明書類(裏面)貼付欄 |
|--|--------------------|
| <p>枠に収まらない証明書類は、別途添付 (本人確認書類と同じ書類の場合は不要)</p> | <p>未記載の場合は必要なし</p> |

【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

- ① 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に合格した者
- ② 大型特殊自動車の免許を有する者
- ③ 大型自動車免許又は、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者
- ④ 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習、又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

【人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）】

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」がご利用になれます。

詳しくは、管轄の労働局職業対策課へお問い合わせください。

申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。

講習最終日に申請書類をお渡しいたします。

【CPDSについて】

CPDSとは、(社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度のことで、講習会などで学習をした場合に、学習の記録を登録し、必要な時、学習履歴証明書を発行するシステムです。

対象の講習を受講し、必要な手続きをした場合は、全国土木技士会連合会に学習記録が登録されます。

- 対象者： CPDS加入者(個人)
- 手続きについて (CPDS受講証明が必要な場合)
申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。
講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。